

sano 利用規約および同意書

医療法人良生会 豊島小児科 病児保育室 sano

〒891-0104 鹿児島市山田町 3408-6

電話：099-265-3070 FAX：099-265-3071

第1条（目的）

病気または病気回復期のお子様を、保護者の方の勤務・出産・傷病・冠婚葬祭等の事由により、家庭で看護ができない場合にお預かりいたします。子育てと就労の両立を支援し、お子様の健やかな成長に寄与することを目的とします。保育士、看護師、医師が連携をして、温かな雰囲気の中で保育、看護、医療を行います。

医療法人良生会 豊島小児科 病児保育室 sano（以下、病児保育室 sano）は鹿児島市から委託を受けた病児・病後児保育実施施設です。

第2条（利用対象者）

鹿児島市在住の0歳から小学校6年生までのお子様を、以下に該当する場合にお預かりいたします。

- ・病状の急変は予測されないが回復期に至っていないため、集団生活が困難。
- ・または、病気の回復期ではあるが集団生活が困難。
- ・保護者の方の勤務等の都合により、家庭での看護が困難。

※はしか等の感染力の強い病気や、当日の症状によって医師が受け入れ困難と判断した場合は、お預かりできない場合もあります。ご了承ください。

第3条（利用方法）

1) 事前登録

利用を希望の方は、事前にインターネット予約システム『あずかるこちゃん』で登録をしてください。予約申し込みの際に、登録も可能です。

2) 利用時間・休室日

利用時間・休室日は以下の通りです。利用時間は諸都合により変更することがあります。

月・火・水・木・土 8:30 ~ 18:00

金・日・祝日 その他医院の休診日はお休みです。延長保育はございません。

当日の午前8時半から、順番に豊島小児科で保育前の診察を受けた後に保育開始となります。必要な場合は、保険診療をお受けいただきます。前日（土曜日の場合は木曜日）に豊島小児科で診察を受けられていて、その後の病状に変化のない方は、当日の診察はせずに保育いたします。

3) 予約

前日までに、インターネット予約システム『あずかるこちゃん』で申し込みをお願いいたします。空室があれば、当日のご連絡でもお預かりいたします。キャンセルはインターネットで当日午前7時までをお願いいたします。前日の保育時間内、診療時間内であれば、病児保育室 sano や豊島小児科へのお電話でもキャンセルをお受けいたします。

4) お迎え

お迎え時間が、病児・病後児保育事業利用申込書（様式第2）に記入した退所時間より遅れる際には、必ずご連絡をお願いいたします。

ご両親以外の方がお迎えに来られる場合は、事前にその旨をスタッフにお伝えください。お迎えの方は身分を証明できるものをご提示下さい。身分確認ができない場合は、お子様をお引き渡ししかねます。

裏面にもございます。

5) 利用料金

基本料金は1日2000円です。半日のみお預かりの場合も2000円です。ただし課税の区分に応じ負担金の減免を申請できます。減免を申請する場合は、鹿児島市病児・病後児保育事業利用者負担金減免申請書（様式第1の2）の提出して下さい。

昼食（400円）、離乳食（300円）、ミルク（1日200円）おむつ代（1枚50円）等（すべて税抜き価格です。）は別途請求させていただきます。※ミルクは明治の“ほほえみ”のみご用意しております。医療行為が発生した場合は、診療料の窓口負担金をお支払いいただきます。

6) 料金の支払い方法

利用料金の支払いは、状況に応じてお預かりの時あるいは、お迎えの時に精算させていただきます。豊島小児科が休診の際は、後日に精算させていただきます。

第4条（緊急連絡）

保護者の方は、病児・病後児保育事業利用申込書および本利用規約同意書に緊急連絡先を記載し、緊急時に連絡がつき保護者の意思が確認できるよう努めてください。

第5条（医療行為）

お預かり時間内に必要な医療行為（吸入・吸引等）を行うことがあります。

症状悪化時には、保護者の方に連絡の上、豊島小児科にて医師の診察を受け、必要な検査、処置（点滴等）を行うことがあります。緊急時は、承諾を得ずに治療することがあります。ご了承下さい。医療費は実費精算となります。不慮の事故等により、他院を受診する必要がある場合は、保護者の方にご連絡します。その際の治療費等は、原則、保護者の方の負担といたします。

第6条（補障制度）

お預かり中、万一事故などが発生した場合、保険適用範囲内において補障を受けることができます。ただし、病児保育室sanoの責に帰することができない事由による事故の場合はこの限りではありません。

第7条（利用の中止）

下記のいずれかに該当する場合は、保育の途中に関わらず、利用を中止させていただくことがあります。

- ・ 児童の病状により、保育が困難と医師が判断した場合
- ・ 自然災害や停電、断水等により安全な保育の継続が困難になった場合
- ・ 病児保育室sanoの保育方針に同意がいただけない場合
- ・ 本利用規約に同意がいただけない場合

第8条（守秘義務）

病児保育室sanoに従事する職員は、本契約に基づく業務上知りえた児童・保護者及びその家族の情報を機密として取り扱い、法令に基づく要請を除き、許可なく第三者への提供はいたしません。職員の守秘義務は退職後においても同様とします。

第9条（規約の変更）

本規約の変更は病児保育室sanoが定め、その効力はすべての利用登録者に帰属します。

【同意書】

私は病児保育室sanoの利用に際し、病児保育室sanoの規約を十分に理解し承諾の上、利用申請登録を行うことに同意します。

年 月 日



利用者 氏名 _____
利用者 住所 _____
同意者（保護者または代理人） 氏名 _____ 続柄 _____
緊急連絡先電話番号 _____